

株 主 各 位

第113回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

1. 主要な事業内容
2. 主要な営業所および工場
3. 会計監査人の状況
4. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
5. 会社の支配に関する基本方針
6. 連結株主資本等変動計算書
7. 連結計算書類の連結注記表
8. 貸借対照表
9. 損益計算書
10. 株主資本等変動計算書
11. 計算書類の個別注記表
12. 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
包装容器事業	金属製品・プラスチック製品・紙製品・ガラス製品の製造販売
エンジニアリング・充填・物流事業	包装容器関連機械設備の製造販売、飲料充填品・エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売、貨物自動車運送業や倉庫業
鋼板関連事業	鋼板および鋼板の加工品の製造販売
機能材料関連事業	磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・糊薬・顔料・ゲルコート・微量要素肥料などの製造販売
不動産関連事業	オフィスビル・商業施設などの賃貸
その他	自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業

主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

会社名	主要な拠点	
当社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
東洋製罐株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千歳(千歳市)、仙台(仙台市宮城野区)、石岡(石岡市)、久喜(久喜市)、埼玉(比企郡吉見町)、横浜(横浜市鶴見区)、静岡(牧之原市)、豊橋(豊橋市)、滋賀(東近江市)、茨木(茨木市)、大阪(泉佐野市)、広島(三原市)、基山(三養基郡基山町)
東洋鋼板株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	下松(下松市)
東罐興業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、小牧(小牧市)、福岡(宮若市)
日本クロージャー株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	石岡(石岡市)、平塚(平塚市)、小牧(小牧市)、岡山(勝田郡勝央町)
メビウスパッケージング株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	茨城(猿島郡五霞町)、川崎(川崎市川崎区)、摂津(摂津市)、泉佐野(泉佐野市)
東洋ガラス株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千葉(柏市)、滋賀(湖南市)
東洋エアゾール工業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	筑波(龍ヶ崎市)、川越(川越市)、三重(伊賀市)
TOMATEC株式会社	本社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番27号
	工場	小牧(小牧市)、九州(中間市)
日本トーカンパッケージ株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	仙台(黒川郡大和町)、福島(いわき市)、茨城(猿島郡五霞町)、古河(古河市)、栃木(さくら市)、埼玉(草加市)、相模原(相模原市南区)、厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、愛知(安城市)、滋賀(草津市)、大阪(摂津市)、福岡(糟屋郡新宮町)
Stolle Machinery Company, LLC	本社	米国(デラウェア州)
	工場	米国(コロラド州、オハイオ州)

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	88	—
連結子会社	186	—
計	275	—

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の「当社」区分の「監査証明業務に基づく報酬」の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査計画の内容、前期の監査実績、会計監査人の監査の遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を精査した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Stolle Machinery Company, LLCは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項各号の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の遂行が確保できない場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

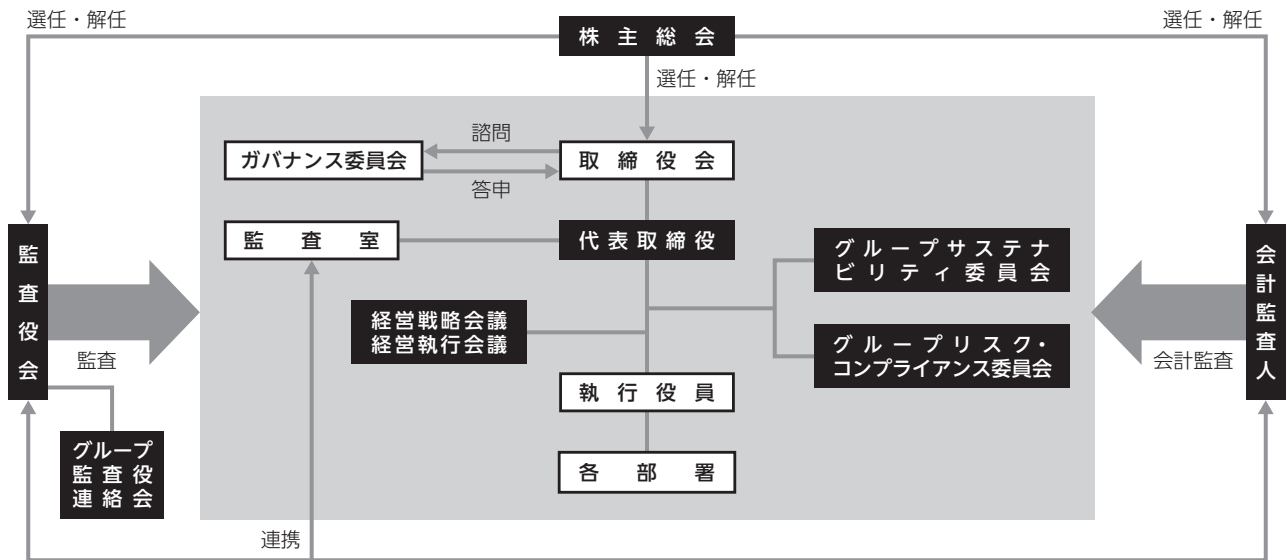
業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制	
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。	
①	<p>当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 当社は、当社およびグループ各社に適用される東洋製罐グループサステナビリティ憲章ならびに東洋製罐グループ行動指針および東洋製罐グループ行動規程を定め、当社およびグループ各社の取締役、執行役員および従業員等（以下、総称して「役員および従業員等」という。）の法令および定款ならびに企業倫理を遵守するための規範とする。</p> <p>(b) 当社は、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会のもと、役員および従業員等の教育研修を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、法令違反その他コンプライアンスに関して疑義ある行為について、従業員等が直接情報提供する手段として、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置するとともに当該制度の運用規程を定め、コンプライアンスに関する通報・相談体制を整備して、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見・是正を図る。</p>
②	<p>当社およびグループ各社における取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制</p> <p>(a) 当社およびグループ各社は、法令・社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、審議書・承認書等その他取締役の職務執行にかかる情報を規程に定める保存期間中、適切かつ検索性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役による閲覧が可能な状態を維持する。</p> <p>(b) 当社は、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、当社およびグループ各社における情報管理を統括するとともに、情報管理に関する規程を策定し、当社およびグループ各社における情報の適正な管理を図る。</p>
③	<p>当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(a) 当社は、「グループリスク及び危機管理規程」を定め、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、グループ全体のリスクおよび危機管理体制を整備するとともに、グループ各社のリスク管理状況を確認し、改善および是正措置を講じる。</p> <p>(b) 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて当社がグループ各社を統括して、またはグループ各社において危機対策本部を設置し、グループ全体の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。</p>
④	<p>当社およびグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 当社は、取締役会での決議事項および報告事項を定めるとともに、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、グループ全体の経営方針および経営戦略ならびに業務執行にかかる重要事項について適切かつ迅速に意思決定する。</p> <p>(b) 当社は、経営会議での審議事項および報告事項を定めるとともに、経営会議を原則として月3回開催するほか、適宜臨時に開催し、当社およびグループ各社の重要な業務執行にかかる事項について協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。またグループ各社においても、原則として経営会議等を設置し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社または当社との事前の協議に基づきグループ各社が定めた事務分掌規程、決裁規程および職務権限規程等に従い、各担当部門がこれを実施し、取締役は必要に応じて確認・是正する。</p>
⑤	<p>その他当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(a) 当社は、グループ各社の事業を統括する持株会社として、グループ各社と定期的に会議を開催して、事業内容および業績の状況等を確認および検証する。</p> <p>(b) 当社は、「グループ会社経営管理規程」を定め、グループ各社から業務執行の状況等について報告を受ける体制その他経営管理・支援を行う体制を整備し、グループ各社の経営の適正を図る。</p> <p>(c) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。</p> <p>(d) 当社およびグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。</p>
⑥	<p>監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>(a) 取締役は、監査役が必要とする員数を監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき専任の従業員として監査役補助者を任命する。</p> <p>(b) 監査役補助者は、その職務執行にあたり監査役の指揮命令を受け、取締役からは指揮命令を受けない。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任および人事異動については監査役会の同意を得た上で、取締役が決定する。</p>
⑦	<p>当社およびグループ各社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(a) 役員および従業員等は、経営会議等を通じて、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適宜報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および従業員等に対して報告を求めることができるほか、当社およびグループ各社における各種業務の重要な会議に出席できる。</p> <p>(b) 当社の内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社およびグループ各社を対象とした内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、役員および従業員等がコンプライアンス上の問題を監査役に適切に報告する体制を整備する。</p> <p>(d) 当社およびグループ各社は、監査役への報告を理由として、報告者がいかなる不利益な取扱いも受けないものとし、それに必要な体制を整備する。</p>
⑧	<p>その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人と相互に情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図る。</p> <p>(b) 監査役は、当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに処理する。</p>
⑨	<p>反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とそのための体制の整備</p> <p>(a) 当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当な要求は断固として拒絶し反社会的勢力との関係を遮断する。</p> <p>(b) 当社およびグループ各社は、反社会的勢力への対応について東洋製罐グループ行動規程等に定め、役員および従業員等に周知する。また、当社およびグループ各社の総務部門を統括部門として警察等関連機関からの情報収集に努め、当該機関および弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を整備する。</p>

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況	
当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。	
①内部統制システム全般	当社およびグループ各社は、内部統制システムを整備・運用しており、その運用状況については法務部によって毎年確認され、取締役会および経営会議で報告されております。内部統制システムの有効性については、代表取締役直轄の組織である監査室およびグループ各社の内部監査担当部門が、業務執行の有効性、効率性、適法性等の内部監査を実施することにより検証しており、その結果については、当社の取締役会、経営会議および監査役会で報告されております。また、当社およびグループ会社監査役は、内部監査部門との重要リスクおよび監査計画・監査結果の共有・意見交換等の連携強化を通じ、監査の効率性や実効性の向上に取り組むとともに、監査人材の育成に努めております。
②リスク管理	当社およびグループ各社は、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるさまざまなリスクの発生を未然に防止し、当社およびグループ会社の経営基盤の安定化を図るとともに、危機が発生した場合に事業活動を早期に復旧し、継続させるために策定した「グループリスク及び危機管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。当社は、グループのリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスを横断的に統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、同委員会は、重要リスクに関する情報の確認、改善および予防措置を講じております。当社およびグループ各社では、それぞれの管理体制のもとで危機管理規程や危機対応マニュアル等の策定、リスク管理状況のとりまとめなどを行っております。
③コンプライアンス	当社グループは、コンプライアンス意識の浸透や違反行為の未然防止などを図るため、グループリスク・コンプライアンス委員会等の開催や各種教育研修の実施など、組織横断的、機動的にコンプライアンス活動を実施しております。当社およびグループ各社では、従業員等へのコンプライアンス相談窓口の周知および利用環境の整備に努めております。コンプライアンス相談窓口に寄せられた内容については、コンプライアンス担当役員の指示に基づき、関連部署が責任をもって調査・対応するほか、グループリスク・コンプライアンス委員会において報告されております。また、当社は、一般的に想定されるコンプライアンスリスクの全容を把握した上で、当社グループの事業活動に関わるコンプライアンスリスクを特定し、リスクベースアプローチの考え方に基づき適切なコンプライアンス推進体制を構築するための活動を行っております。さらに、当社は、毎年4月20日を「東洋製罐グループ独占禁止法違反風化防止の日」と定め、当社およびグループ会社の社長から当社グループの従業員に対して独占禁止法遵守に関するメッセージを発信することで、法令遵守体制の一層の強化を図っております。 なお、当社の連結子会社である日本トーカーパッケージ株式会社は、2026年3月13日に印版および木型に関して、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下、「改正前の下請法」）に違反した事実が認められたとして、改正前の下請法に基づく勧告（以下、「本勧告」）を受けました。当社グループは、本勧告を受けたことを厳粛に受け止め、以下のとおり再発防止策を実施いたします。 1. 2026年度のグループコンプライアンス重点活動テーマとして「取適法遵守体制の確認」を設定 2. 本勧告を踏まえ、当社グループに対し、本勧告を受けた背景や原因、注意事項等に関する説明会を実施 3. 取適法遵守モデルを改定し、モニタリング内容として、以下の内容を追加 ・対象となる型等の注意喚起 ・1年に1度、対象となる型および型の使用状況を確認 ・型取引については、法務部作成の書式を用いて取引先と合意した上で行う 4. 2027年度実施予定であった取適法遵守体制の確認を1年前倒しで実施 5. グループリスク・コンプライアンス研修会にて、弁護士による取適法に関する研修を実施 当社グループは、これらの取り組みにより、法令順守体制のさらなる強化を推進し、社会的責任を果たす企業として信頼回復に全力を注いでまいります。
④ガバナンス委員会	当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。
⑤グループ会社の経営管理	グループ各社の重要な意思決定は、「グループ会社経営管理規程」に基づき、グループ各社における経営会議での審議を経た上で、当社経営会議にて審議しております。当社は、定期的に、主要なグループ会社とグループ経営推進委員会等の会議を開催することなどにより、当社グループの事業上の課題等を共有しております。
⑥監査役職務執行	社外監査役を含む監査役は、監査役会を18回開催するとともに、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議への出席を通じて、経営に関する重要事項について報告を受け、業務執行状況を確認しております。社外監査役を含む監査役は、定期的に、主要なグループ会社の役員および当社の会計監査人と意見交換を実施するなど、適宜連携しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のとおりであります。



〈取締役会〉

取締役会は、経営の意思決定および監督を行う機関として取締役9名（うち社外取締役4名）で構成され、原則として月1回開催しております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期は1年としております。なお、当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。

〈監査役会〉

監査役会は、経営に関する重要事項について監査を行う機関として監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として月1回開催しております。

〈経営戦略会議・経営執行会議〉

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、常務執行役員、総合研究所長により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、総合研究所長および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。

なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。

〈監査室〉

監査室（公認内部監査人3名を含む従業員9名で構成）は、代表取締役直轄の独立した組織として設置され、監査の実効性を高めるため会計監査人および監査役と情報・意見交換を行うなど相互に連携を図っております。

〈ガバナンス委員会〉

当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

〈グループ監査役連絡会〉

当社は、当社およびグループ各社の監査役が情報共有を図るとともに、相互の連携を強化することを目的として、「グループ監査役連絡会」を開催し、監査役の職務の効率と実効性を確保しております。

〈グループサステナビリティ委員会〉

グループサステナビリティ委員会は、グループ横断的にサステナビリティ経営を推進するため、サステナビリティ活動を推進する仕組みの整備およびサステナビリティ活動などを実施しております。

〈グループリスク・コンプライアンス委員会〉

グループリスク・コンプライアンス委員会は、グループ横断的にリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスについて統括し、重要なリスクに関する情報確認、改善および予防措置を講じております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者に対しては、株主の皆様が当該大規模買付行為の是非を適切に判断する為に必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討する為に必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社グループは、社会や地球環境について長期的な視点で考え、すべてのステークホルダーの皆様を提供する価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を2021年5月に策定し、「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」と当社グループのマテリアリティを基本に、さらなる事業成長を実現するための施策として、2026年度から5ヶ年の「中期経営計画2030」を2026年5月に策定いたしました。また、成長戦略と資本・財務戦略を両輪で進めるための取り組みとして、「資本収益性向上に向けた取り組み2027」を2023年5月に策定いたしました。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、グループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の重要課題であると位置づけ、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、これに継続的に取り組んでおります。

①持株会社体制

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の経営戦略および目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めております。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離し、経営責任体制を明確化しております。

②社外役員の体制

当社は、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

取締役会は、取締役9名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は4名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を超えております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。

これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役により、取締役会において活発な議論が行われるとともに、経営陣のモニタリングが行われており、経営体制に対する監視機能が確保されています。

③業務執行の体制

当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、常務執行役員、総合研究所長により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、総合研究所長および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、取締役・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得および継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を随時設けております。

これに加え、当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

④内部統制システムを運用するための体制

当社およびグループ各社は、内部統制システムを整備・運用しており、その運用状況については法務部によって毎年確認され、取締役会および経営会議で報告されております。内部統制システムの有効性については、代表取締役直轄の組織である監査室およびグループ各社の内部監査担当部門が、業務執行の有効性、効率性、適法等の内部監査を実施することにより検証しており、その結果については、当社の取締役会、経営会議および監査役会で報告されております。また、当社およびグループ会社監査役は、内部監査部門との重要リスクおよび監査計画・監査結果の共有・意見交換等の連携強化を通じ、監査の効率性や実効性の向上に取り組むとともに、監査人材の育成に努めております。

当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

したがって、本取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書 <2025年4月1日から2026年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,094	11,915	516,800	△9,351	530,459
暫定的な会計処理の確定による影響額			91		91
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	11,094	11,915	516,892	△9,351	530,551
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△241			△241
利益剰余金から資本剰余金への振替		27,707	△27,707		-
剰余金の配当			△15,938		△15,938
親会社株主に帰属する当期純利益			54,983		54,983
自己株式の取得				△25,751	△25,751
自己株式の処分		△5		240	234
自己株式の消却		△27,701		27,701	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△241	11,337	2,191	13,287
当期末残高	11,094	11,673	528,229	△7,159	543,838

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	64,650	40	49,801	22,016	136,509	27,851	694,820
暫定的な会計処理の確定による影響額			3		3		94
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	64,650	40	49,804	22,016	136,513	27,851	694,915
当期変動額							
連結子会社株式の取得による持分の増減							△241
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
剰余金の配当							△15,938
親会社株主に帰属する当期純利益							54,983
自己株式の取得							△25,751
自己株式の処分							234
自己株式の消却							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,943	△114	3,942	8,580	17,352	2,038	19,390
当期変動額合計	4,943	△114	3,942	8,580	17,352	2,038	32,678
当期末残高	69,594	△74	53,747	30,597	153,865	29,889	727,593

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 74社（東洋製罐(株)、東洋鋼板(株)、東罐興業(株)、日本クロージャー(株)、東洋ガラス(株)、メビウスパッケージング(株)、東洋エアゾール工業(株)、TOMATEC(株)、Can Machinery Holdings,Inc.ほか 65社)

新規 1社

除外 1社

広州南沙多里機械有限公司は新たに設立したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めている。

Stolle EMS Precision Limitedは清算終了したことにより、当連結会計年度において連結の範囲より除外している。

②非連結子会社

非連結子会社（株）石川インキほか10社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲より除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 5社

(Asia Packaging Industries (Vietnam) Co.,Ltd.、(株)T&Tエナテクノ、TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI、PT FUJI TECHNICA INDONESIA、Crown Seal Public Co.,Ltd.)

適用外の非連結子会社（株）石川インキほか10社）及び関連会社（株）タケウチハイパックほか1社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲より除外している。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、下記6社を含めた34社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたり、当該会社の決算日と連結決算日との差異は3か月以内であるため、当該会社の決算日の計算書類を使用している。

Stolle Machinery Company, LLC

Toyo Seikan (Thailand) Co., Ltd.

東洋飲料（常熟）有限公司

Bangkok Can Manufacturing Co.,Ltd.

Next Can Innovation Co.,Ltd.

PREMIER CENTRE GROUP SDN. BHD.

なお、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。

③役員株式給付引当金……取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。

④役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を計上している。

⑤特別修繕引当金……周期的に行う硝子熔解窯等の修繕に充てるため、次回修繕見積額のうち、経過期間に対応する金額を計上している。

⑥汚染負荷量賦課金引当金…「公害健康被害の補償等に関する法律」に定める汚染負荷量賦課金に充てるため、原因物質排出に伴う将来の納付見込額について合理的な見積もり額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりである。

当社グループの事業内容は包装容器事業、エンジニアリング・充填・物流事業、鋼板関連事業、機能材料関連事業、不動産関連事業等である。「包装容器事業」の履行義務は、金属、プラスチック、紙、ガラスを主原料とする容器を製造し顧客へ引き渡すことである。「エンジニアリング・充填・物流事業」の履行義務は、包装容器関連設備を製造し顧客へ引き渡すこと、充填品を受託製造し顧客へ引き渡すこと、並びに貨物を輸送することである。「鋼板関連事業」の履行義務は、鋼板及び鋼板関連製品を製造し顧客へ引き渡すことである。「機能材料関連事業」の履行義務は、磁気ディスク用アルミ基板、光学用機能フィルム、フリット、顔料、ゲルコート等の機能材料を製造し顧客へ引き渡すことである。

一時点で充足される履行義務は、主に顧客との契約に基づき商品又は製品の納品時点で商品又は製品の支配が顧客に移転すると判断していることから、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で充足され、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。国内取引については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識している。

エンジニアリング・充填・物流事業における一部の包装容器関連設備については、一定の期間にわたり充足される履行義務が存在するため、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に

基づき一定の期間にわたり収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度は期末日における見積総工数等に対する累積実際発生工数等の割合に基づくインプット法を使用して収益を認識している。

包装容器事業および充填事業においては顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する契約があり、当該取引では顧客から受け取る額から原材料等の仕入価格を控除した純額で収益を認識している。

一部の連結子会社では販売数量や販売金額等の一定の達成目標を条件としたリベートを付して商品又は製品を販売している。これらの取引価格は契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定している。当該リベートの見積りは契約条件等から最頻値法に基づき計上しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識している。

また顧客と約束した対価は、顧客へ財またはサービスが移転した時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含まれていない。

不動産関連事業は主にオフィスビルおよび商業施設等の賃貸を行っており、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替予約取引のうち、振当処理の要件を満たしているものは振当処理によっている。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っている。

また、のれんの発生金額が僅少である場合には発生年度において全額償却している。

③退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生年度に一括処理することとしている。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	1,756百万円
有形固定資産	353,864百万円
無形固定資産	25,357百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、管理会計上の区分（事業用資産は主として事業所別若しくは事業別、賃貸用資産及び遊休資産は物件別）を基礎としてグルーピングを行っている。資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。

当期において減損の兆候が認められた資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回った資産グループについては、減損損失の認識は不要と判定している。当該資産グループには、国内包装容器事業を営む連結子会社及び海外エンジニアリング事業を営む連結子会社の一部の資産グループが含まれる。

また、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。なお、各資産グループの回収可能価額は、使用価値若しくは正味売却価額のいずれか大きい方の金額としている。使用価値については、将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コストを基礎とした税引前の割引率で現在価値に割り引いて算定し、正味売却価額については不動産鑑定評価額等を基礎として算定している。

連結損益計算書に計上した減損損失の詳細については、連結計算書類「注記事項（連結損益計算書に関する注記）1. 減損損失に関する注記」に記載のとおりである。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フロー見積額の算定にあたっては、それぞれの報告単位における中期経営計画などの事業計画を基にしており、当該内容には過去の経験、成長率、現在見込まれる経済の状況など一定の仮定を踏まえた販売価格、販売数量およびコストの予測が含まれている。

原材料・エネルギー価格高騰の影響については、今後も高止まりが継続することが見込まれているため、それに対し販売価格への転嫁を実施していくという仮定のもと、事業計画にこれらの影響を織り込み、将来キャッシュ・フロー見積額を算定している。これらに係る経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については最善の見積りを前提にしているが、キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要になった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,388,078百万円

2. 保証債務

下記のとおり、金融機関からの借入債務等について保証を行っている。

TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI (銀行借入) 35,579百万円
(222百万米ドル)

TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI (信用状取引) 4,105百万円
(25百万米ドル)

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損額	回収可能価額
東洋製罐(株)滋賀工場 (滋賀県東近江市)	研究開発用設備他	建物及び構築物、機械装置及び運搬具他	1,557	正味売却価額
東洋エアゾール工業(株) (三重県伊賀市)	遊休資産	建設仮勘定	198	正味売却価額

当社グループは管理会計上の区分（事業用資産は主として事業所別若しくは事業別、賃貸用資産及び遊休資産は物件別）を基礎として資産のグルーピングを行っている。資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。当期において減損の兆候が認められた資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回った資産グループについては、減損損失の認識は不要と判定している。また、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。

なお、各資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については処分見込価額により評価している。

特別損失に計上した減損損失（1,756百万円）の内訳は次のとおりである。

(単位：百万円)

場所	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	建設仮勘定	有形固定資産のその他	無形固定資産	総合計
東洋製罐(株)滋賀工場 (滋賀県東近江市)	167	1,383	-	-	5	-	1,557
東洋エアゾール工業(株) (三重県伊賀市)	-	-	-	198	-	-	198
合計	167	1,383	-	198	5	-	1,756

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（注1）	163,162	－	10,000	153,162
自己株式				
普通株式（注2、3、4）	4,062	8,832	10,104	2,790

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少10,000千株は、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行ったことによる減少である。
2. 自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当連結会計年度期首479千株、当連結会計年度末467千株）が含まれている。
3. 自己株式増加数の内訳は次のとおりである。
- | | |
|------------------------------|---------|
| 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得 | 8,830千株 |
| 単元未満株式の買取り | 0千株 |
| 譲渡制限付株式の無償取得による増加 | 0千株 |
4. 自己株式減少数の内訳は次のとおりである。
- | | |
|------------------------|----------|
| 会社法第178条の規定に基づく消却 | 10,000千株 |
| 役員向け株式交付信託が保有する当社株式の交付 | 12千株 |
| 譲渡制限株式の付与による減少 | 91千株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通 株式	7,340	46.00	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月7日 取締役会	普通 株式	8,597	57.00	2025年9月30日	2025年12月1日

- (注) 1. 2025年6月20日の定時株主総会決議による配当金総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれている。
2. 2025年11月7日の取締役会決議による配当金総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金26百万円が含まれている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,312	75.00	2026年 3月31日	2026年 6月29日

- (注) 2026年6月26日の定時株主総会決議による配当金総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金35百万円が含まれている。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、事業計画に照らし、必要な資金について、主に銀行借入や社債発行による方針である。また、CMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っている。なお、デリバティブ取引については、事業活動によって生じる為替変動リスク・金利変動リスク等を回避するために利用することとし、利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されているが、定期的取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としている。外貨建て営業債権の一部のものについては、先物為替予約を利用し為替の変動リスクをヘッジしている。

また、当社は連結子会社への外貨建て貸付金の一部について、為替変動リスクをヘッジするため、通貨スワップ取引を利用している。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、そのほとんどが市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体・取引先企業の財務状況等を把握する体制としている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日である。外貨建て営業債務の一部のものについては、先物為替予約を利用し為替の変動リスクをヘッジしている。

借入金は、主に営業取引及び設備投資等の投融資に必要な資金を調達することを目的とし、社債は、グリーンファイナンス・フレームワークにおける適格プロジェクトに係る新規支出又はリファイナンスに必要な資金を調達することを目的としている。

デリバティブ取引は、実行部門と主計部門の相互牽制と契約相手先との残高確認等のチェックを行い、定期的取引先等に報告している。（利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、売買差益の獲得を目的とする投機的な取引は行わない方針である。）また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い大手金融機関に限定し、取引を行うこととしている。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは財務部門が適宜、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持することや金融機関とコミットメントライン契約を締結すること等により管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。現金は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券（※1）			
①満期保有目的の債券	7,000	6,948	△51
②その他有価証券	123,991	123,991	—
③関連会社株式	8,895	5,306	△3,588
資産計	139,887	136,246	△3,640
社債	20,000	19,454	△545
長期借入金（※2）	148,420	145,902	△2,518
負債計	168,420	165,356	△3,064
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(510)	(510)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(107)	(107)	—
デリバティブ取引計	(618)	(618)	—

（※1）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式等	3,905
非上場関係会社株式等	25,639
関係会社出資金	15,139

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含めて表示している。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	123,991	—	—	123,991
資産計	123,991	—	—	123,991
デリバティブ取引(※)	—	(618)	—	(618)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	6,948	—	6,948
関連会社株式	5,306	—	—	5,306
資産計	5,306	6,948	—	12,254
社債	—	19,454	—	19,454
長期借入金(※)	—	145,902	—	145,902
負債計	—	165,356	—	165,356

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示している。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、為替レート等の観察可能なインプットに基づき算定しており、レベル2の時価に分類している。

なお、通貨スワップ取引は、当社から連結子会社への貸付金をヘッジ対象としたものであるが、連結計算書類上は当該連結会社間取引が消去されるため、ヘッジ会計が適用されていない。

社債

元金の合計額を、リスクフリーレートに当社グループの信用リスクを加味した利率を基に、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

元利金の合計額を、リスクフリーレートに当社グループの信用リスクを加味した利率を基に、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸オフィスビル（土地を含む。）や賃貸商業施設等を所有している。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、損益及び時価は、次のとおりである。

(単位:百万円)

用途	連結貸借対照表計上額	収益	費用	時価
オフィスビル	14,275	7,200	2,395	94,961
商業施設	2,386	791	270	21,661
その他	11,191	2,246	878	57,172
合計	27,852	10,239	3,544	173,795

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 収益は賃貸収益等、費用は減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等である。

(注3) 当期末の時価は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書または不動産調査報告書に基づく金額である。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益の分解情報は下記のとおりである。

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	包装容器 事業	エンジニア リング・充 填・物流 事業	鋼板 関連事業	機能材料 関連事業	不動産 関連事業	計		
顧客との契約から生じる収益	602,297	179,344	91,463	57,785	—	930,890	23,989	954,880
その他の収益	—	—	—	—	8,332	8,332	—	8,332
外部顧客への売上高	602,297	179,344	91,463	57,785	8,332	939,223	23,989	963,213

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない区分であり、自動車用プレス金型、硬質合金及び損害保険代理業等を含んでいる。

また「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸収入等である。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれている。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりである。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	254,717 百万円
契約資産	9,894
契約負債	26,146

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はない。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はない。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 4,639円87銭

1株当たり当期純利益 361円63銭

(注) 当社は役員向け株式交付信託制度を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において信託が保有する期末自己株式数は467千株、期中平均自己株式数は470千株である。

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の株式の一部譲渡)

当社は2026年2月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である東洋製罐株式会社（以下、「TSK社」という）が保有するBangkok Can Manufacturing Co., Ltd.（以下、「BCM社」という）の株式の一部をBG Container Glass Public Company Limited（以下、「BGC社」という）に譲渡する株式譲渡契約を締結することについて決議し、2026年4月30日に譲渡した。これによりBCM社は当社の連結子会社から除外され、2027年3月期中に持分法適用関連会社となる予定である。

1. 株式譲渡の理由

TSK社は、2024年2月7日付の「（開示事項の経過および変更）連結子会社（孫会社）に関する株式譲渡契約締結のお知らせ」にて公表したとおり、TSK社が保有するBCM社株式の一部を、2024年2月にBangkok Glass Public Company Limited、そのグループ会社であるSingha Corporation Co., Ltd. およびBGC社（以下、3社を合わせて「Boonrawdグループ」という）へ譲渡した。この譲渡により、議決権所有割合25.1%に相当する株式がBoonrawdグループに移動した。今般、BGC社よりTSK社に対し、Boonrawdグループで過半数を上回るBCM社株式を保有したい旨の意向が示され、追加の株式譲渡についてTSK社とBGC社で協議を進めてきた。この協議の結果、当社は、この株式譲渡がタイ国における事業基盤の一層の強化に繋がると期待されるため、本株式譲渡を決定した。

2. 異動する連結子会社の概要

名称	Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.
事業内容	飲料缶の製造販売

3. 株式譲渡先の企業の名称

BG Container Glass Public Company Limited

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	13,482,000株（議決権所有割合：74.9%）
譲渡株式数	4,662,000株（議決権所有割合：25.9%）
譲渡価額	788百万タイバーツ（3,832百万円）
異動後の所有株式数	8,820,000株（議決権所有割合：49.0%）

5. 株式の譲渡日

2026年4月30日

(企業結合に関する注記)

(企業結合に係る暫定的な処理の確定)

2024年8月2日(みなし取得日2024年6月30日)に行われたPREMIER CENTRE GROUP SDN. BHD.との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度に確定している。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、暫定的に算定されたのれんの金額7,956百万円は、会計処理の確定により3,824百万円減少し、4,131百万円となっている。のれんの減少は、無形固定資産のその他(顧客関連資産等)が3,986百万円、土地が1,045百万円、繰延税金負債が1,207百万円それぞれ増加したことによるものである。

のれんの償却期間は10年、無形固定資産のその他(顧客関連資産等)の償却期間は10年から17年としている。

(注) 連結計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

計算書類

貸借対照表 <2026年3月31日現在>

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額
流動資産	90,987
現金及び預金	62,687
関係会社短期貸付金	25,817
未収金	2,762
その他	759
貸倒引当金	△1,039
固定資産	484,593
有形固定資産	22,161
建物	13,574
工具器具及び備品	770
土地	6,940
その他	875
無形固定資産	2,235
投資その他の資産	460,195
投資有価証券	123,509
関係会社株式	301,455
関係会社長期貸付金	34,956
その他	403
貸倒引当金	△130
資産合計	575,580

科目 (負債の部)	金額
流動負債	128,300
短期借入金	49,288
未払金	2,927
未払費用	2,273
未払法人税等	5,671
関係会社預り金	67,467
役員賞与引当金	112
その他	560
固定負債	127,783
社債	20,000
長期借入金	92,000
繰延税金負債	10,011
退職給付引当金	462
資産除去債務	582
役員株式給付引当金	417
その他	4,310
負債合計	256,084
(純資産の部)	
株主資本	254,585
資本金	11,094
資本剰余金	1,361
資本準備金	1,361
利益剰余金	249,289
利益準備金	2,773
その他利益剰余金	246,516
固定資産圧縮積立金	253
別途積立金	218,441
繰越利益剰余金	27,821
自己株式	△7,159
評価・換算差額等	64,910
その他有価証券評価差額金	64,910
純資産合計	319,495
負債及び純資産合計	575,580

損益計算書 <2025年4月1日から2026年3月31日まで>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社経営管理料	4,580	
関係会社業務受託収入	6,780	
関係会社受取配当金	6,993	
不動産賃貸収入	6,074	24,428
営業費用		
不動産賃貸費用	3,005	
一般管理費	14,698	17,704
営業利益		6,724
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,673	
為替差益	1,332	
その他	347	6,353
営業外費用		
支払利息	2,349	
その他	385	2,734
経常利益		10,343
特別利益		
固定資産売却益	1,371	
投資有価証券売却益	16,288	17,660
税引前当期純利益		28,003
法人税、住民税及び事業税	6,393	
法人税等調整額	△490	5,903
当期純利益		22,100

株主資本等変動計算書 <2025年4月1日から2026年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			繰越利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	特別新事業開拓事業者出資積立金	別途積立金			
当期首残高	11,094	1,361	-	1,361	2,773	255	34	248,441	19,330	270,835
当期変動額										
利益剰余金から資本剰余金へ振替			27,707	27,707					△27,707	△27,707
固定資産圧縮積立金の取崩						△1			1	-
特別新事業開拓事業者出資積立金の取崩							△34		34	-
別途積立金の取崩								△30,000	30,000	-
剰余金の配当									△15,938	△15,938
当期純利益									22,100	22,100
自己株式の取得										
自己株式の処分			△5	△5						
自己株式の消却			△27,701	△27,701						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△1	△34	△30,000	8,490	△21,545
当期末残高	11,094	1,361	-	1,361	2,773	253	-	218,441	27,821	249,289

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9,351	273,939	60,173	60,173	334,113
当期変動額					
利益剰余金から資本剰余金へ振替		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
特別新事業開拓事業者出資積立金の取崩		-			-
別途積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△15,938			△15,938
当期純利益		22,100			22,100
自己株式の取得	△25,751	△25,751			△25,751
自己株式の処分	240	234			234
自己株式の消却	27,701	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,737	4,737	4,737
当期変動額合計	2,191	△19,354	4,737	4,737	△14,617
当期末残高	△7,159	254,585	64,910	64,910	319,495

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）……………定額法

②無形固定資産……………定額法

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。

③退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

④役員株式給付引当金……………取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社として主として子会社に対して契約に基づき経営指導、受託業務の提供を行うことが履行義務である。時の経過に応じ義務を履行するにつれて子会社が便益を享受することとなるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、収益を認識している。なお、取引の対価には重要な金融要素は含まれていない。

また子会社からの受取配当金については、受け取る権利が確定した時点で収益を認識している。不動産賃貸収入は主にオフィスビルおよび商業施設等の賃貸を行っており、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替予約取引等のうち、振当処理の要件を満たしているものは振当処理によっている。

(会計上の見積りに関する注記)

(関係会社株式の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 301,455百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としている。当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得価額と比較して著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としている。超過収益力を反映して計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得した株式については、超過収益力の減少により実質価額が著しく下落している場合に、実質価額まで減額する方針としている。

なお、当事業年度においては、実質価額が取得価額に比較し著しく下落した関係会社株式はなく、減損処理が必要な関係会社株式はないと判断している。そのため、回復可能性の見積りは行っていない。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否を検討する際の投資先の実質価額の見積もりは、投資先の直近の決算書に基づく財政状態、損益の状況等を鑑みて検討を行っている。また、投資先の超過収益力の毀損の有無を判断するにあたっては、投資先の事業計画の達成状況を踏まえ、将来の業績に関する見通し等を基礎として評価している。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況の変動によって関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性がある。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 36,691百万円

2. 保証債務

下記のとおり、金融機関等からの借入債務等について保証を行っている。

Stolle Machinery Company, LLC (借入債務等) 39,039百万円

Stolle Machinery Company, LLC (賃貸借契約) 1,585百万円

東罐商事(株) (仕入債務) 93百万円

TOYO PACK KIYAMA(株) (借入債務等) 4,279百万円

Polytech America, LLC (賃貸借契約) 275百万円

3. 関係会社に対する短期金銭債権 2,923百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債務 1,364百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業収益 19,471百万円

営業費用 276百万円

営業取引以外による取引高 2,026百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	4,062	8,832	10,104	2,790

- (注) 1. 自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式(当事業年度期首479千株、当事業年度末467千株)が含まれている。
2. 自己株式増加数の内訳は次のとおりである。
- | | |
|------------------------------|---------|
| 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得 | 8,830千株 |
| 単元未満株式の買取り | 0千株 |
| 譲渡制限付株式の無償取得による増加 | 0千株 |
3. 自己株式減少数の内訳は次のとおりである。
- | | |
|------------------------|----------|
| 会社法第178条の規定に基づく消却 | 10,000千株 |
| 役員向け株式交付信託が保有する当社株式の交付 | 12千株 |
| 譲渡制限株式の付与による減少 | 91千株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	15,526百万円
減価償却超過	1,756百万円
関係会社株式等評価減	7,943百万円
貸倒引当金	368百万円
譲渡損益調整資産	276百万円
その他	1,629百万円
繰延税金資産小計	27,500百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,161百万円
評価性引当額小計	△9,161百万円
繰延税金資産合計	18,339百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△28,049百万円
固定資産圧縮積立金	△116百万円
譲渡損益調整資産	△184百万円
繰延税金負債合計	△28,351百万円
繰延税金負債の純額	△10,011百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

1. 関連当事者との取引

種 類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末金額 (百万円)
子会社	東洋製罐(株)	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	経営運営料・ 業務委託料(注1)	4,003	未収金	733
				預り金(純額) (注3)	△2,114	関係会 社預り 金	10,719
子会社	東罐興業(株)	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	預り金(純額) (注3)	187	関係会 社預り 金	10,619
子会社	日本フロー ジャー(株)	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	預り金(純額) (注3)	3,692	関係会 社預り 金	15,752
子会社	メビウスパ ッケージ(株)	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	預り金(純額) (注3)	950	関係会 社預り 金	6,425
子会社	東洋鋼板(株)	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	資金の回収 (注2)	3,930	関係会 社長期 貸付金	15,070
子会社	東洋エア ゾール工業(株)	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	資金の回収 (注2)	1,072	関係会 社短期 貸付金	5,858
子会社	Can Machinery Holdings, Inc.	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	資金の回収 (注2)	1,296	関係会 社長期 貸付金	7,551

(注) 1. 経営の管理等をするために、一定の合理的な基準に基づき、金額を決定している。

2. 関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金は、CMS（キャッシュマネージメントサービス）による取引が含まれており、市場金利を勘案した合理的な利息を設定している。また当該取引金額については純額で表示している。

3. 関係会社預り金はCMS（キャッシュマネージメントサービス）による取引であり、市場金利を勘案した合理的な利息を設定している。また当該取引金額については純額で表示している。

2. 債務の保証

種 類	期末残高(百万円)
子会社	45,272

(注) 1. 金融機関等からの借入債務等に対する保証をしている。

2. 賃貸借契約について、契約残存期間の賃料等に対する保証をしている。

3. 債務の被保証

種 類	期末残高(百万円)
子会社	24,297

(注) 金融機関からの借入債務等に対して保証を受けている。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,124円71銭

1 株当たり当期純利益 145円35銭

(注) 当社は役員向け株式交付信託制度を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において信託が保有する期末自己株式数は467千株、期中平均自己株式数は470千株である。

(注) 計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富山 貴広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會田 浩二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上